

「部落差別の解消の推進に関する法案」
に反対する意見書

2016年10月13日

〒112-0014

東京都文京区関口1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

自由法曹団

(電話 03-5227-8255)
(FAX 03-5227-8257)

<「部落差別の解消の推進に関する法案」に反対する意見書・目次>

第1	自由法曹団は、眞の部落差別解消のために、部落差別解消推進法の制定に 反対する ······	1頁
第2	「部落差別」は、同じである者を同じように取り扱うことでのみ解消する ···	1頁
1	まず、部落差別とは何なのか、である ······	1頁
2	「部落差別」は、女性差別、障害者差別、外国人差別などとは構造が異なる ···	1頁
第3	本法案が必要とされるような社会状況にはない ······	2頁
1	部落差別の解消に向けての施策は、时限立法によってすでに実施され、そして、 終結している ······	2頁
2	同和行政は、実態的差別（同和地区住民の生活実態に具現化されている差別） について大幅な改善をもたらした ······	3頁
3	「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化」が生じているとはい ない ······	4頁
4	「インターネットによる新しい形態の差別」への対処について ······	4頁
5	立法事実の不存在 ······	5頁
第4	過去の同和行政が生み出した弊害 ······	5頁
1	33年にわたる同和行政の実施は、生活環境の改善など同和地区の生活実態の 改善、向上をもたらした。しかし、その反面、その影というべき様々な問題を生 み出した ······	5頁
2	「窓口一本化」と不公正・乱脈な同和行政 ······	6頁
3	同和行政の終結の意義 ······	8頁
4	重大な人権侵害を生み出した差別糾弾路線 ······	9頁
第5	本法案は、過去の誤りを再現するものである ······	12頁
1	定義規定が存在しないことの危険性 ······	12頁
2	施策を実施することであらたな差別が生まれる ······	13頁
3	この法案では、施策の公正な運用を期待することはできない ······	15頁
4	自由な意見交換を阻害する教育、啓発活動 ······	15頁
5	プライバシー権を侵害する「実態調査」 ······	16頁
第6	本法案は、立法手法としてそもそも誤っている ······	17頁
第7	部落差別の解消とは ······	18頁
第8	まとめ ······	19頁

第1　自由法曹団は、眞の部落差別解消のために、部落差別解消推進法の制定に反対する。

2016年5月、自民党、公明党、民進党所属の議員から第190国会に提出された「部落差別の解消の推進に関する法律案」（以下、「本法案」と言う）は、現在継続審議となっている。

部落差別はあってはならないものである。私たち自由法曹団も、長年にわたり、部落差別の解消を願い様々な取組を行ってきた。

しかし、本法案は、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」との提案理由とはまったく逆に、「部落差別の解消」をむしろ阻害することになる法案である。本法案は、部落差別とは何かを定義せず、どこの、だれに、どのようなことを行うのかの基準も何ら定めることなく、国や地方公共団体に、「部落差別の解消」のための「施策」、「相談」、「教育・啓発」、「実態調査」等を行わせるものであって、①旧「部落」に対する人々の誤解や偏見を助長、拡大、固定化するとともに、②民主主義社会の基礎である行政の公正・公平な運用をさまたげ、③自由な言論を萎縮させ、④調査の対象とされる者のプライバシー権を侵害する危険性を有している。

自由法曹団は、部落差別の解消を願うからこそ、本法案の制定に反対する。

以下、その理由を述べる。

第2　「部落差別」は、同じである者と同じように取り扱うことでのみ解消する。

1　まず、「部落問題」とは何なのか、である。

部落問題の定義については、部落問題に関する各民間運動団体や研究者などが、それぞれの立場から様々な定義づけを行っている。しかし、ここではその適否には触れず、同和対策審議会設置法（1960年）により設置された同和対策審議会による答申（1965年、以下、「同対審答申」と言う）の記載をもって、「部落問題」についてのとりあえずの理解としておきたい。なお同答申は、「部落問題」ではなく「同和問題」という表現を採用しているが、そこに本質的な違いはない。

＜同和対策審議会1965年答申＞

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」

2　「部落差別」は、女性差別、障害者差別、外国人差別などとは構造が異なる。

女性差別、障害者差別、外国人差別などは「女性」「障害」「国籍」という「属性」

を理由に、その属性を持つ者に対して、不利益な取り扱いをすることがある。その解決のためには、「属性」によって生じる不利益を埋め合わせることや、異なる「属性」を認めて尊重し、「属性」を不利益な取り扱いに結びつけないことが対策として求められる。かつ、その「属性」が存在し続けるかぎり、対策も恒久的なものにならざるをえない。

一方、部落差別は、身分階層構造に基づく差別であるが、現代社会においては身分階層は存在しないため、現代社会においては、「部落」「部落民」なる「属性」は存在しない。すなわち、「部落」「部落民」であることを理由とする部落差別は、同じ日本の一地域であるにもかかわらず、また、日本国民・市民として同じであるにもかかわらず、異なる取扱いや不利益な扱いをするということである。となると、その解消のためには、「同じ」であることを前提に、「同じ」取扱いをすることが本来的に求められる。後に述べる過去の同和対策立法がすべて時限法とされていたのは、こうした認識を前提としている。

部落差別の解消は、同じである者と同じように取り扱うことでのみ実現できるという性質のものである。部落差別の問題を考えるとき、この点を忘れてはならない。

ところが、本法案は、恒久法として提案されている。これは、国民、市民として全く同じである者に対して恒久的に異なる取扱いをしようとするものであって、同じである者を同じに扱うべきであるという本来の状態に逆行している。本法律案はむしろ施策の対象者・対象地域とそうでない者とを分断し、その結果、部落差別を「固定化するもの」である。

部落差別の真の解消を求めて運動をしてきた全国地域人権運動総連合は、2016年8月30日「国民のみなさんへアピールー 部落問題解決に逆行し同和利権を温存する『部落差別解消法』案を廃案にしましょう」を発表し、本法案の廃案を強く求めている。これは部落問題の解決とは、市民が「部落」の存在など過去のものとして忘れ去つて、普通の市民として暮らしていくことができるようになることだと考え（これを国民融合論という）に基づいている。部落差別が「固定化」されることは部落問題の解決を妨げる、ということを訴えているのである。

このように、本法案は、部落差別の解消に逆行している。これが、本法案に反対する理由の一つである。

第3 本法案が必要とされるような社会状況にはない。

1 部落差別の解消に向けての施策は、時限立法によってすでに実施され、そして、終結している。

部落差別の解消は、同じである者と同じに取り扱うことで解消する性質のものであるが、1965年の同対審答申の時代においては、かつて「被差別部落」と呼称されていた地域における「経済的・社会的・文化的に低位の状態」が歴然として存在していた。そのため、同対審答申は、部落差別を心理的差別（人々の観念や意識のうえに潜在する

差別)と、実態的差別(同和地区住民の生活実態に具現化されている差別)に分類したうえで、「このような心理的差別と実態的差別とは、相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、その相関関係が差別を再生産するという悪循環をくりかえすわけである。」とした。

そこで、1969年、「部落問題」(同和問題)の解決のために必要な予算措置も含めた特別立法である同和対策事業特別措置法が、時限法として制定された。以後、地域改善対策特別措置法(1982年)、地域改善財特法(1987年)と、根拠法や事業内容に変化はありつつも、法律に基づいて行政による同和対策が行われた。

これらの法律はいずれも時限法であるが、それは「同和地区」「同和地区住民」に対し、それ以外の住民と異なる取扱いを内容とする同和行政は、行政の公平性の観点からすれば例外的かつ一時的なものでなくてはならないとの認識があったからにほかならない。

そして、地域改善財特法が2002年に失効することによって、同和行政は終結した。

2 同和行政は、実態的差別(同和地区住民の生活実態に具現化されている差別)について大幅な改善をもたらした。

同和行政は約33年もの長期にわたり、国と自治体をあわせ約16兆円もの予算が使われた。そして旧同和地区住民がおかれていた「経済的・社会的・文化的に低位の状態」は大幅に改善された。

改善の点について、地域改善対策協議会(以下、「地対協」という)は、その意見具申(1986年、以下「地対協意見具申」という。)において以下のように評価している。

「これらの対策の推進により、同対審答申で指摘された同和地区の劣悪で低位な実態は、大きく改善をみた。生活環境の改善を始めとして、同和地区の生活実態の改善、向上が図られたことにより、現在では、同和地区と一般地域との格差は、平均的にみれば相当程度是正されたと言える」(※)

※総務省が実施した「同和地区実態把握等調査(平成5年度)」をみると、全国の同和地区全体における地区住民人口における同和関係者の人数は、「41.4%」にすぎない。この数字は現在ではより減少しているのではないかと推測されるが、住民の過半数が地区外出身者である「地区」を「同和地区」や「部落」などととらえることが果たして適當であろうか。きわめて疑問である。また同調査によると「夫婦とも同和地区出身者」という夫婦の割合は、1985年では「65.6%」であったものが、1993年度には「57.5%」と減少していることがわかる。25歳未満の若い世代を取り出してみると、同年度で「24.5%」(これに対し、80歳以上では、「79.4%」)で、地区外者との婚姻率は急速に上昇していることがわかる。他にも高等学校進学率、常用雇用者数も一般地区と遜色のない程度まで上昇している。

今日、上記意見具申からすでに30年が経過しており、「同和地区と一般地域との格差」の是正はさらに進んでいる。今日における部落問題を考えるとき、こうした同和行政の成果を踏まえるべきは当然のことである。

ところが本法案は、こうした長年にわたる同和行政や関係者の努力により達成された成果について省みるところがない。

3 「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化」が生じているとはいえない。

本法案は、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていること」を立法理由のひとつとしてあげている。法案提案者の一人である自民党山口つよし衆議院議員も、提案の理由として、部落差別問題について「最近はインターネットによる新しい形態の差別も生じています」と述べている。

しかし、法務省の人権擁護機関（法務局・地方法務局）が行っている人権救済手続において、インターネットによる人権侵犯事件の件数は急増しているものの（2006年に256件だったものが2015年には1869件となっている。）、部落問題に関するものは、この10年でみても、件数自体ごくわずかであり、増加もしていない（2006年・4件、2007年・7件、2008年・2件、2009年・2件、2010年・0件、2011年・1件、2012年・0件、2013年・0件、2014年4件、2015年・4件）。

したがって、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化」が生じているとはいえないのであって、下記に述べる本法案の弊害を度外視してまで、本法律案を成立させる理由は全くない。

4 「インターネットによる新しい形態の差別」への対処について

インターネット上の差別的書き込みによる人権侵害は、部落差別に関するものばかりではなく、それ自体独自の課題として解決が求められるべきものである。

特定の個人や団体に対する差別的書き込みについては、それが、名誉棄損や脅迫等にあたる場合には、現行法によっても対処（刑事告訴、損害賠償請求、削除請求等）が可能であるが、不特定多数を対象とするものについては、こうした対処は困難である。

不特定多数に対する差別的書き込みの問題は、部落差別のみならず、人種、国籍、性別、社会的身分等をめぐり多種多様のものがあり、現代社会において大きな問題となっているが、言論・表現の自由を基本として、対抗する言論・表現による対処が原則とされるべきである。「少数者等に対する差別は許さない」という国民の声と運動を強く大きくしていくことで、差別的書き込み等の根絶を図っていくなければならない。

しかも、本法案は、インターネット上の表現により引き起こされる問題そのものについての行政的対応を求めるものではなく、それを理由に、無限定に「部落差別解消のための施策」の実施を求めるものとなっており、そこに立法事実上の関連性を認めることはできない。少なくとも、この問題は、「部落差別」の定義すらない法律によって、国

や地方公共団体に「差別解消のための施策」を行わせることによって、解決できる問題ではない。

5 立法事実の不存在

以上のように、今回の法案には、およそ立法事実がないと言うべきである。

第4 過去の同和行政が生み出した弊害

1 33年にわたる同和行政の実施は、生活環境の改善など同和地区の生活実態の改善、向上をもたらした。しかし、その反面、その影とも言うべき様々な問題を生みだした。

地対協意見具申は、「同対審答申では、まったく触れられていないが、今後の同和問題の解決にとって、大きな障害であり、それらを克服することは同和問題の解決にとって極めて重要な課題である」として、以下のように述べている。

「今日、同和地区における実態面の改善に比べて、心理的な差別の解消は、不十分な状況にある。同和地区の実態が大幅に改善され、実態の劣悪性が差別的な偏見を生むという一般的な状況がなくなってきたにもかかわらず、差別意識の解消が必ずしも十分進んできていない背景としては、昔ながらの非合理な因習的な差別意識が現在でも一部に根強く残されていることとともに、今日、差別の解消を阻害し、また、新たな差別意識を生む様々な新しい要因が存在していることが挙げられる。近代民主主義社会においては、因習的な差別意識については、本来、時の経過とともに薄れていく性質のものである。実態面の改善や効果的啓発は、その過程を大幅に早めることに貢献する。しかし、新しい要因による新たな意識は、その新しい要因が克服されなければ解消されることは困難である」

「第1は、行政の主体性の欠如である。現在、国及び地方公共団体は、民間団体の威圧的な態度に押し切られて、不適切な行政運営を行うという傾向が一部にみられる。このような行政機関としての主体性の欠如が、公平の観点からみて一部に合理性が疑われるような施策を実施してきた背景となっている。このような行政機関としての主体性の欠如が、公平の観点からみて一部に合理性が疑われるような施策を実施してきた背景となってきた。また周辺地域との一体性や一般対策との均衡を欠いた事業の実施は、新たに「ねたみ意識」を各地で表面化させている。このような行政の姿勢は、国民の強い批判と不信を招来している」

「第2は、同和関係者の自立、向上の精神のかん養の視点の軽視である。同和問題の解決のためには、同和関係者の自立、向上が達成されなくてはならないが、これまでの対策において、関係者の自立、向上の精神のかん養が軽視されてきたきらいがある。特に、個人給付的施策の安易な運用や、同和関係者を過度に優遇するような施策の実施は、むしろ同和関係者の自立、向上を阻害するとともに、国民に不公平感を招来している」

「第3は、えせ同和行為の横行である。民間運動団体の行き過ぎた言動に由来する「同

和問題はこわい問題であり、避けた方が良い」との意識の発生は、この問題に対する新たな差別意識を生む要因となっている」

「第4は、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向である。同和問題について自由な意見交換ができる環境のないことは、差別意識の解消を妨げている決定的な要因となっている。民間運動団体の行き過ぎた言動が、同和問題に関する自由な意見交換を阻害している大きな要因となっていることは否定できない。いわゆる確認・糾弾行為は、差別の不合理性についての社会的認識を高める効果があったことは否定できないが、被害者集団によって行われるものであり、行き過ぎて、被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本来持っている。また、何が差別かということを民間運動団体が主観的な立場から恣意的に判断し、抗議行動の可能性をほのめかしつつ、さ細なことにも抗議することは、同和問題の言論について国民に警戒心を植え付け、この問題に対する意見の表明を抑制してしまっている」

地対協意見具申は、「今後の同和問題の解決にとって、大きな障害」が生まれていると指摘し、結論として、特別措置としての同和行政は速やかに終了し、一般行政への移行をなすべきことを提言しているのである。これは同対審答申にもとづき実施されてきたそれまでの同和行政のあり方を厳しく批判し、猛省を迫るものでもあった。

今日、真に部落差別の解消を願うのであれば、これらの指摘を真摯に受けとめ、地対協意見具申が指摘している様々な問題の再発を絶対に許してはならない。ところが、本法案はこうした点について省みるところがない。本法案は、地対協意見具申が指摘する「今後の同和問題の解決にとって、大きな障害」となっている問題を再発させるものならざるをえない。本法案は、かえって「部落差別の解消」を阻害することにしかならない。

2 「窓口一本化」と不公正・乱脈な同和行政

地対協意見具申は、同対審答申後に生じたあらたな問題として、①行政の主体性の欠如、②同和関係者の自立、向上の精神のかん養の視点の軽視、③えせ同和行為の横行、④同和問題についての自由な意見の潜在化傾向を指摘している。では、地対協のそうした認識はどこから生じたのであろうか。以下、検討する。

(1) いわゆる「窓口一本化」の誤り

過去の同和行政の誤りとして、まず指摘すべきは、いわゆる「窓口一本化」の問題である。本来、同和行政もそれが行政権の行使として実施されるものである以上、実施主体となる地方自治体が、主体的にその必要性を判断し、当該行政を必要とする対象者全員に等しく、同様の措置がなされなくてはならない。しかし、同和行政について言えば、そうはできなかった。

行政が、ある個人を対象として個人的給付などの同和施策を実施するためには、その者が同和地区の出身者であり、かつ、当該施策の実施を必要としている者であることを何からの基準により特定しなければならない。しかし、行政がそうした特定を行うことは、技術的に困難であるうえに、そのこと自体があらたな差別を生みだすこと

になりかねない。民間運動団体のひとつである部落解放同盟（以下「解同」という）は、行政が対象者を認定することは「差別」につながるとして、その認定を解同に委ねるべきであるとの運動を強く推進した。その結果、多くの自治体において、その者が本当に同和行政の対象者であるのか、同和施策を実施する必要があるのかの判断を解同やその関連団体に一任するというようなことが横行したのである（これがいわゆる「窓口一本化」である）。その結果、解同の推薦さえあれば、その必要性について十分な検討をしないまま施策が実施されたり、同じ地区出身者であっても解同の方針に賛同しない者には同和施策が実施されなかつたりというような事態が、全国各地の自治体に蔓延していったのである。そして、窓口一本化により解同が、解放運動のなかで絶大な権力を有していくという様相を呈していった。

これが行政の公平性の原則、法の下の平等の原則に反するものであることは明らかであり、こうした運用が違法なものであることは裁判所の判決（※）においても繰り返し指摘されている。

※ 例えば、大阪高裁（1979. 7. 30 判決）は、以下のように判示している。

「大阪市が実質的受給資格の存否を審査するうえにおいて、副申の有無が大阪市の判断を法律的拘束するいわれは存在せず（もし拘束するとすれば、実質的には本件給付行政を民間機関に委ねるだけではなく、大阪市固有の判断権を放棄するに等しく、ひいては住民が行政主体そのものによる行政判断を受け得る権利を侵害するもので）違法無効と断じざるを得ない」

部落差別の解消のために施策の実施は、対象者の特定という困難な問題を必然的にともなうのであって、その基準が曖昧なままであれば、その認定をめぐり、行政と民間運動団体の癒着が生みだされ、不透明な行政運営が再現することになりかねない。私たちは、こうした過去の教訓に学ばなければならぬ。

（2）不公正・乱脈な同和行政の横行

行政と民間運動団体との癒着は、部落差別の解消のためにいかなる行政が必要であるのかという客観的立場から施策が選択されるのではなく、施策の内容の決定は解同の意向にしたがってなされるという問題を作り出していった。

例えば大阪などでは、解同の求めるところに沿って同和地区内に「解放会館」と称する公共施設がいくつも建設され、そこに解同支部が設置され、解同関係者が排他的にこれを利用するなどという状況が長らく続いていた。「同和地区」とされた多くの地域で、「解放会館」を中心に、保育所、青少年センター、老人センター、同和住宅などが、次々と整備され、周辺地域とは異なる様相を生みだしていった。こうした施設の多くは周辺地域の住民は利用できず、周辺近隣の同種施設に比べて利用料が極端に低く設定されていた（同和住宅の入居費などがその典型）。「周辺地域との一体性や一般対策との均衡を欠いた事業の実施は、新たに「ねたみ意識」を各地で表面化させている。このような行政の姿勢は、国民の強い批判と不信を招来して」との地対協意見具申の指摘は、こうした事態を念頭においていた指摘である。

不公正・乱脈な同和行政の例は他にもある。

例えば、大阪府八尾市では、解同関係者らで構成されている外郭団体に対し、本来ならば市が主体となって行うべき各相談事業を委託し、高額な委託料を支払っているため、これが事実上解同の運動資金となっているのではないか、と住民監査請求等がなされた。

また京都市などでは、同和事業の一環として「同和選考採用制度」なるものを設け、1976年から2001年までの間に、6000人を超える同和地区住民を職員として採用したと言われている。こうした同和特別採用枠は、関西を中心とした複数の自治体に広がり、採用の多くは、民間運動団体からの推薦を受けた者について事実上フリーパスでなされており、それが、各自治体における職員の不祥事発生の温床のひとつになっているとの指摘もなされている。

「同和地区内」に設置された病院に大阪市が多額の融資を行いながら、その破綻により融資の回収が不能となった芦原病院事件や、大阪市の外郭団体から市営駐車場の管理を独占的に委ねられていたなかで生じた解同幹部による横領事件（飛鳥会事件）なども、こうした背景のもとで生じたものである。

「これまでの対策において、関係者の自立、向上の精神のかん養が軽視されてきたきらいがある。特に、個人給付的施策の安易な運用や、同和関係者を過度に優遇するような施策の実施は、むしろ同和関係者の自立、向上を阻害するとともに、国民に不公平感を招来している」という地対協意見具申の指摘は、こうした事態を指摘したものであった。

3 同和行政の終結の意義

不公正・乱脈な同和行政の横行は、当然のことながら、国民のなかに「不公平感」「ねたみ意識」を生みだした。「不公平感」「ねたみ意識」が、社会のなかに残されていた「部落に対する因習的な差別意識」と結びつくとき、それは容易に「あの人たちは特別だから」という「新たな差別意識」を醸成していくことになる。

「新たな差別意識」には、不公正で乱脈な同和行政という「新しい要因」があるだけに、単純な啓蒙や教育で解消することはできない。「新たな差別意識」を生みだした「新しい要因」（不公正で乱脈な同和行政）の解消をすることなく、「不公平感」「ねたみ感」を一方的に差別であると決めつけ、啓蒙・教化の対象とすることは、さらに差別意識を潜在化、拡大させていくことにつながる。

地対協意見具申が指摘しているように「新しい要因による新たな意識は、その新しい要因が克服されなければ解消されることは困難」なのである。

そもそも他の一般市民から「同和地区住民」を取り出して特別な施策を実施する「同和行政」は、すべての国民を等しく扱うべきとする行政の原則から逸脱するものである。したがって、特別な施策の実施は、施策の対象とならない他の市民にとっても十分に納得のできる特別な理由がなくてはならない。

しかし、「同和地区の実態が大幅に改善され、実態の劣悪性が差別的な偏見を生むという一般的な状況がなくなってきた」（地対協意見具申）現時点において、特別な施策をする合理的理由はない。なおも特別な行政を実施することは、旧同和地区や地区

住民をその他の市民から区別しつづけることであるとともに、「あの人たちは特別だから」という新しい差別意識を生み続けることとなる。

2002年の同和行政の終結は、私たちの社会が、すでに「実態の劣悪性が差別的な偏見を生むという一般的な状況がなくなってきた」という段階にあることを踏まえ、旧同和対象地区の出身者であるとか、その他の地域の出身者であるなどという区別なく、同じ市民として、ともに暮らしていくための新たな出発点となるべきものである。

本法案は、同和行政の終結によってなくなった「新しい要因」と、なくなりつつあった「新しい差別意識」とを再び作り出そうとするものである。それは部落差別を拡大していくことにしかならない。本法案は、部落差別の解消に逆行する。

4 重大な人権侵害を生みだした差別糾弾路線

それでは、なぜ解同という一部の民間運動団体が行政と「癒着」し、不公正・乱脈な同和行政を横行させるようなことになったのであろうか。

そのひとつの理由は、「部落差別」とはなにかということについての明確な定義（基準）がなく、行政による主体的判断を困難としていたということがあげられる。

もうひとつの理由は、解同による行政・糾弾路線の結果にほかならない。

解同は、その差別糾弾路線を概ね以下のように位置づけている。

「確認・糾弾会は、被差別者が、差別者の行った事実及びその差別性の有無を確定し、差別の本質を明らかにしたうえで（確認）、差別者の反省を求め、これに抗議し、教育して人間変革を求める（糾弾）とともに、その追求を通じて、関係者、行政機関などに、差別の本質と当面解決を迫らねばならない課題を深く認識させる場である」（部落解放同盟中央執行委員会見解「差別糾弾闘争のあり方」「部落解放」257号64頁参照）。

これは解同が「差別」と考えることが「差別」であり、解同が「差別」と考えれば、「差別者」はそのことを認め、反省しなければならず、関係者（企業、学校、出版社など）や行政にもその責任の一端があり、「当面の解決」すなわち解同の運動への協力や、あらたな同和行政を実施をしなければならないということを意味するものといわざるを得ない。

解同は、こうした立場から、「差別」の存在を口実として、糾弾による圧力を背景に、その要求を企業や行政に押しつけてきたと指摘されている。

なにが「差別」であるのかは一義的に定まるものではなく、あたかも「解同」のみが、その判断権を有するかのような取扱いは、容易にその批判者の言論に対する抑圧となり自由な意見交換を封じていくこととなる。そして、そうした面倒に巻き込まれることを恐れる者は自主的に考えることをやめ、解同側の言いなりとなっていくこととなる（例として、矢田事件※）。

これが地対協意見具申が「国及び地方公共団体は、民間団体の威圧的な態度に押し切られて、不適切な行政運営を行うという傾向が一部にみられる」、「何が差別かということを民間運動団体が主観的な立場から恣意的に判断し、抗議行動の可能性をほのめか

しつつ、さ細なことにも抗議することは、同和問題の言論について国民に警戒心を植え付け、この問題に対する意見の表明を抑制してしまっている」と指摘した事態であった。

※ 矢田事件

解同は、組合役員への立候補あいさつ状（「①労働時間は守られていますか、②教育の正常化に名をかりたしめつけや管理がありませんか」、などと組合員に問い合わせ「進学のことや同和のことなど、きわめて大事なことですが、どうしても（帰りがー引用者注）遅くなることをあきらめなければならないのか。それに名をかりてのしめつけで職場が苦しくなることは避けられないのか。自ら要求し自ら勝ち取っていこう。」と労働条件などの改善を訴えたはがきの文書）、を差別文書であるとした。解同に同調した市教育委員会は、これを差別文書と認めなかつた教員数名に対して、長期の研修を命じ教育現場から隔離しようとした。このことの違法性が争われたのが矢田事件であり、大阪地裁（1979.10.30判決）は、次のように判示している。

「被告及び市教委は、同和教育の推進あるいは同和問題の解決を阻害するおそれのある文言を記載してあるものが差別文書であると主張するが、このような定義は極めて広範囲のものを包含し、どのような文言をもって、「阻害するおそれがある」ものととらえるか明確に決定することが困難であるといわなければならぬ」

「特定の思想なり運動方針に固執する者が右のような差別文書の定義を採用するときは、差別文書の解釈、運用の仕方如何によって容易に反対の意見を封ずる手段として利用され、同和教育の推進あるいは同和問題の解決に対する自由な批判、討論が不活発となり、右問題に対する開かれた、自由な雰囲気がなくなつて、ついには、一定の考え方や思想が独善に落ち込み、反対の理論ないし思想の存在、更には、その考え方や思想に同調する人々の存在をも許さないという結果に陥ることになる」

解同による差別糾弾路線は、矢田事件のよう行政機関を巻き込み、路線に同調しない人々の人権を侵害してきたのみならず、ついには解同員が、解同の教育介入に反対する教員集団約50名を、体育館に監禁して殴る蹴るなどの暴行をくわえ重傷を負わせる事件にまで発展した（兵庫県立八鹿高校事件※）。

※ 八鹿高校事件

解同は、八鹿高校内に解同指導下の「解放研」の設置を迫ったが、職員会議は一致して、すでに部落研があり、校外の指導を受ける解放研設置は認めがたいとした。解同は校長に迫り、校長室隣室に「糾弾闘争本部」を置き、指導下の生徒に座り込み、ハンストを強行させ、校舎には投光器を設置して、長期糾弾監禁の構えをとった。この異常事態に、1974年11月22日、教職員一同約60名は緊急に避難すべく集団で下校し、駅方面に向かったところ、解同員らに進行を妨げられたため、教職員はスクランムを組んで座り込んでいた。その教職員集団に

対し、約200名の解同員による凄惨な暴力が振るわれた。

しかし、地元警察は解同の無法な暴行を黙認し、大手マスコミも事件を大きく取り上げることはなかった（いわゆる「解同タブー」）。

解同幹部と市に対する損害賠償請求事件の判決から、その事実認定部分の一部を引用しておく（神戸地裁豊岡支部1990.3.28判決）。

「原告ら八鹿高校教職員が前記立脇履物店前路上にスクラムを組み座り込んでいると、これを取り囲んだ約200名の解放同盟員らが、散発的に頭部や胸部を殴打する等の暴行を加えていた」

「多数の解放同盟員らが一斉に原告らに襲いかかり～略～スクラムを組んだ腕、頭や顔などを手拳で殴打したり土足で蹴り上げるなどの暴行を加えてスクラムを解かせ、無抵抗の原告らの腹、腰、背中、大腿部など所かまわず土足で蹴りつけ踏みつけるなどの暴行を加え～略～合計五二名に対し、手、足、頭髪、えり首を掴んで一人ずつ隊列から引きずり出し、腕、足等を持って引きずりマイクロバス又はトラックに乗せ、あるいは両腕等を取って徒步で連行するなどして、同日午前一〇時ころまでに約300メートル離れた同校（養父郡八鹿町九鹿八五番地）第二体育館（旧体育館）に連れ込んだ」

「原告らの頭、背中、脇腹、大腿部等を殴る、蹴るなどし、頭髪を驚づかみにして引きずり回し（このため、頭髪が束になって抜けた原告らもいた。）、あるいは頭を壁に打ちつけ、冷水をバケツで頭から浴びせ、胸ないし背中にも流し込むなど、～略～原告らの精神的、肉体的限界に達するほどの暴行を加えたため、この段階で意識不明になる者すら出る状態であった」

「前記の方法による暴行のほか、牛乳瓶で頭を殴る、鉛筆を指の間にはさんで締めつける、南京錠で頭・顔を殴る、メリケンサックで顔面を殴打する、タバコの火を顔にこすりつけるなど～略～一段と凶暴かつ凄惨な暴行を加えた。このように、第二体育館、本館二階の会議室、解放研部室等における糾弾の結果、人事不省に陥った原告らは救急車で病院に運ばれたりしたが、解放同盟員らは激しい糾弾を加えつつ、原告らに「自己批判書」の作成を強要し、その結果～略～各原告ら合計三六名は、それぞれの意思に反して、「解放研生徒と話し合わなかつたことを反省する。」「今までの同和教育は誤っていた。」「今後は解放同盟と連帯して部落解放のために闘う。」などという趣旨を記載した自己批判書又は確認書の作成を余儀なくされた。」

なお解同は、「部落差別に対する法的救済制度が未だ十分でない今日、差別に対する集団的な抗議、説得、呼びかけ等の糾弾行為は差別根絶のための必要かつ有効な手段として、その正当性が認められるべきである。」と主張していたが、上記判決は、解同の主張を「被告ら主張の糾弾権なるものは実定法上何ら根拠のないものである」と一蹴している。

解同の糾弾闘争は、決して、これにとどまるものではない。解同が自ら「差別」と認定したものが「差別」であり、差別がある以上、「差別者」だけではなく、関係者、行政機関に対しても、その解消のための「当面の課題」の実施を迫る、すなわち解同の要

求を認めさせることが「糾弾」なのであって、行政が要求をのむまで、糾弾を継続するというような糾弾闘争が繰り広げられた。

同和行政の開始とともに大小無数の糾弾会が実施されるようになり、先に指摘したような行政の主体性の欠如や、個人給付的施策の安易な運用や同和関係者を過度に優遇するような施策の実施という状況は、こうした差別糾弾路線のもとで、こうして生みだされてきたのである。

地対協意見具申は、「何が差別かということを民間運動団体が主観的な立場から恣意的に判断し、抗議行動の可能性をほのめかしつつ、さ細なことにも抗議することは、同和問題の言論について国民に警戒心を植え付け、この問題に対する意見の表明を抑制てしまっている」と指摘しているが、これは解同による糾弾を、行政としても放置できない事態となっていたことを示すものというべきである。

一方、法務省は、1988年8月4日付けで法務省人権擁護室総務課長名義で「確認・糾弾会について（通知）」を発し、解同を名指しして、その確認・糾弾会のあり方を強く批判し、行政関係者は糾弾会に同席すべきではないとまで提言している。国の機関が、一民間運動団体の方針に意見を述べるなどということは極めて異例のことである。そのこと自体が、解同の差別糾弾路線が、様々な人権侵害を引き起こし、同和行政を歪めてきたかということの現れである。

同和行政の終結(2002年)から14年が経過したことで、解同の糾弾路線が社会に与えた大きな傷もようやく癒えつつある。本法案は、こうした負の遺産を再度、生みだすものでしかない。

第5 本法案は、過去の誤りを再現するものである。

1 定義規定が存在しないことの危険性

今回の法案には、「部落差別」についての定義規定が存在していない。これは、2016年6月に成立した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が、第2条で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を詳細に定義（※）しているのと、極めて対照的である。

※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（定義）第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

本法案は、その第4条において、「部落差別に関する相談に的確に応じるための体制

の充実」を求めていた。このとき「部落差別」についての定義がなければ、行政は、「部落差別に関する相談」として持ちこまれた内容について、それが「部落差別」なのか、そうではないのかという判断を主体的に行うことができない。その結果、そこに差別があるとして相談されれば、行政が、それは「部落差別」ではないと拒否することができないため、ほとんどの相談事案について「部落差別」であることを前提として対応するしかなくなるということを意味している。

また本法案第3条は、国や地方公共団体に「部落差別の解消に関する施策を講ずる」ことを求めているが、「部落差別」の定義がない以上、ここでも行政は、ある施策が果たして「部落差別の解消に関する施策」として必要かつ適切なものであるのか、あるいは、そうではないのかを自主的に判断することができない。その結果、そこに「差別」があると言われて、「部落差別の解消に関する施策を講ずる」ことを求められた行政は、それは差別ではないと拒否することができないことになってしまいかねない。

このように、法案に部落差別に関する定義規定がないということは、なにをなすべきであり、なにがなすべきことではないのかを行政が自主的に判断することができないということを意味しており、結果として、「民間運動団体の求める施策」を実施することが、すなわち「部落差別の解消に関する施策」を推進することであるとする傾向を助長するものとならざるをえない。

地対協意見具申が、同和行政が生み出した新しい問題として、「行政の主体性の欠如」をあげ、それが「公平の観点からみて一部に合理性が疑われるような施策を実施してきた背景」となり、「このような行政の姿勢は、国民の強い批判と不信を招来する」とし、そのことが「新しい要因」（不公正、乱脈な同和行政）として「部落差別の解消」を阻害していることを指摘していたことを、ここで想起すべきである。

今回の法案に定義規定がないことは、こうした事態の再現についての歯止めを欠いているだけでなく、行政に責任のある自主的判断を放棄させる契機を含んでいるのである。これは「法律上の定義を置かずとも部落差別の意味というのは極めて明快である」（法務委員会における提案者答弁）などとしてすますことのできる問題ではない。

この法案は、部落差別の解消を阻害する「新しい要因」（不公正、乱脈な同和行政）がなぜ生じたのか、それを防止するためになにが必要であるかをまったく検討していないだけではなく、「新しい要因」（不公正、乱脈な同和行政）をあらためて作り出す契機を含んでおり、法律として重大な欠陥を有している。

2 施策を実施することであらたな差別が生まれる

法案第3条は、「部落差別の解消のための施策」を求めるものの、どのような施策が予定されているのかについてはなにも規定してはいない。このことが「部落差別」の定義規定がないこととあいまって、民間運動団体の求めるままに、「部落差別の解消のための施策」を無制限に拡大していく契機を含むものであることは、先に指摘したところである。しかし、法案第3条が求める「部落差別の解消のための施策」を実施することは、こうした危険性とは別に、そのこと自体が、部落差別の解消に逆行するという側面を有している。

「部落差別の解消のための施策」として考えられるのは、ある地域を特定し、その地域を対象としてなされる施策（地域改善事業など）と、特定個人を対象として行われる施策（ある種の個人給付など）の二つである。

しかし、ある地域を対象として行われる施策を実施するためには、何らかの基準で対象地域を特定しなくてはならない。そして、それは行政が、どこそこの地域は、「部落」であることを理由に差別されている地域であるということを公式に認定することを意味している。

確かに約51年前の同対審答申の時代は、かつて「部落」と呼称された地域は周辺地域と比べ「経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ」ており、そこに集中的に予算をともなう施策をする必要性が存在していた。（それとも、環境劣悪地域や貧困地域への一般施策として実施することは可能であったと思われるが、今はその是非は問わない。）

しかし、すでに「現在では、同和地区と一般地域との格差は、平均的にみれば相当程度是正された」（地対協意見具申）という状況となり、地区住民の過半数が地区外からの移住者となっている（同和地区実態把握等調査（平成5年度））ことからすれば、ある地域全体を同和行政の対象地域として指定することは、その実態にも合致しない。

こうした状況下で特定の地域を対象に特別な施策を実施することは、「あそこは特別扱いをされるべき、特別に低位な状態にある地域である」との意識を地域住民に喚起し、「同和地区に対するマイナスイメージの固定化」（地対協意見具申）を生じさせることとなる。また実際には、周辺地域住民が納得しうるだけの著しい格差がないにもかかわらず、特定地域を対象に特別な施策をすることは、「新たに「ねたみ意識」を各地で表面化させ」（地対協意見具申）ことになっていく。

かつて「部落」と呼ばれた地域であっても、現在ではすでに「部落」としての地域的 一体性は大きく失われている。そうであるにもかかわらず、行政が対象地域を特別な施策が必要な地域として指定することは、行政により「新しい部落」を作りだすことにならざるを得ない。そして、それは周辺地域住民にあらたな偏見を生みだしていくこととなる。これは差別の解消に逆行する事態というほかはない。

また部落差別の解消を目的として個人的施策を行うことは、より一層複雑な問題を生みだすこととなる。こうした施策を実施するためには当然、施策の対象となる資格のある者であるとの認定が必要となる。しかし、果たしてどのような基準でそれを認定するのであろうか。先にも見たとおり「夫婦とも同和地区出身者」という夫婦の割合は、1993年度では「57.5%」（25歳未満の若い世代では、24.5%—同和地区実態把握等調査（平成5年度））である。例えば、夫婦のうち一人が地区出身者である場合、地区出身でない側の者は施策の対象とはなりえないのであろうか、では、その子どもは施策の対象となるべき者なのであろうか、その孫はどうなのであろうか。このように「部落差別の解消のための施策」の対象者を特定することはそもそも極めて困難であり、これを理論的に決定することはできない。そもそも同じ市民であるはずの対象住民について、なんの違いはないにもかかわらず、違いがあるとして施策を行うのであるから、そこに理論的な判断基準を設定することなどはできることではない。

仮に何らかの基準でそうした区分ができたとしても、「部落差別の解消のための施策」

を実施することは、同一地区住民のなかに同和行政の対象となる者と、ならない者との区別を生みだすこととなる。しかも、今回の法案は、それを恒久法で行うというのである。これでは行政の手により新しい身分制度が作り出されるのと変わることろはない。これはどう考えても部落差別の解消を阻害するものと言わざるをえない。

地対協意見具申は、「施策の運用上、地区や住民を行政が公的に区別して実施する特別施策の手法が、差別の解消という同和行政の目的と調和しがたい側面」があると指摘しているが、それは今回の法案にもそのままあてはまっている。

3 この法案では、施策の公正な運用を期待することはできない。

また実際の運用を考えても、「部落差別の解消のための施策」の実施には大きな困難がある。誰が施策対象者かをどういう方法で決めるのか、どこが施策対象地域をどうやって決めるのか、という問題である。何人も、封建的身分が記されている戸籍までさかのぼることはできないし、行政が自ら新たに「部落」を指定することはできない。

同じ問題は、かつての同和行政においても生じていた。行政が主体的に対象者を認定するのではなく、特定の民間運動団体からの推薦をもって行政による認定に変えることとなり、そのこのことが特定の民間運動団体の利益にそう不公正な同和行政を生みだしていった。

行政が施策の対象となる者と、ならない者とを判断することができないとき、行政としては、施策の対象者について自主的に判断することを放棄せざるをえず、民間運動団体にその認定を委ねるということにならざるをえない。

本法案が求める「部落差別の解消のための施策」が、不公正な同和行政を産まないという防止策は法案のどこにもない。

このように本法案は、かつての同和行政が生みだした部落差別の解消を阻害する「新しい要因」（不公正、乱脈な同和行政）を、あらためて作りだすものとならざるをえないるのである。

4 自由な意見交換を阻害する教育、啓発活動

法案第5条は、国や地方公共団体に対し、「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発」を行うことを求めている。このとき求められる教育・啓発のなかには、法案第3条を根拠としてなされる「部落差別の解消のための施策」に対する理解を進めることも含まれると考えなければならない。法案第2条が、「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるように努める」とされていることからすれば、ますますそうならざるをえない。

これまで述べてきたように「部落差別の解消のための施策」（3条）の実施は、「新しい要因」（不公正で乱脈な同和行政）をあらためて生みだしていくことになる危険性を構造的に有している。不公正で乱脈な同和行政が行われる事態となれば、「国民の強い批判と不信」や、「不公平感」「ねたみ意識」を招来することとなる。しかし、たとえ、当該同和行政が不必要・不適切なものであったとしても、法律自体に当該同和行政

の適否を判断しうる基準はなく、「部落差別の解消」のために必要なだと言われば、市民としては、それを批判する術がない。結局、「部落差別の解消のための施策」を無批判にただ受け入れることが市民に求められる事態になっていく。

また民間運動団体は、その団体の求める施策を批判し、反対する市民に対して、「行政が「差別」であると認定してその解消のための施策をとっているのだから、それに反対することは、法律の理念に反し、差別的で許しがたい」などとして、市民の批判を封じる口実として本法案を利用しかねない。

このような事態が統けば、「国民の強い批判と不信」や、「不公平感」「ねたみ意識」は、必ずしも論理的・理性的批判となるのではなく、「あそこは特別だから仕方がない」、「あの人たちは、自分たちとは違う」「同和問題はこわい問題であり、避けた方が良い」などという「新たな差別意識」に容易に転化していくこととなる。

そして、こうした市民の意識が「差別」として批判の対象となるとすれば、いきおい、「同和問題についての自由な意見の潜在化傾向」を生みだすこととなる。

「新しい要因による新たな意識は、その新しい要因が克服されなければ解消されることは困難」（地対協意見具申）なのであって、これをそのままにして市民に対して「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発」を求めるることは、「同和問題について自由な意見交換ができる環境」を失わせ、「差別意識の解消を妨げている決定的な要因」（地対協意見具申）とならざるをえない。

5 プライバシー権を侵害する「実態調査」

法案第6条は、国や地方公共団体に対して「部落差別の実態に係る調査」を義務づけている。法案では、どのような調査が予定されているのかは、明らかではないが、仮に過去、国が行ってきた実態調査と同様な調査が行われるのであるとすれば、それは旧同和地区住民、地区出身者に対する重大なプライバシー侵害とならざるをえない。

例えば、先に紹介した総務庁が実施した「同和地区実態調査（平成5年度）」では、人口動態として、「同和地区」の世帯数・人口数、うち同和関係者世帯数・人口数を地区規模ごとに詳細に調査している。こうした調査は、当然、その前提として、該当地区的住民を、「同和関係者」と「そうでない者」と、一人ずつラベリングして区分けするという作業を伴うこととなる。また同調査では、「同和地区」内に居住する夫婦について、世代別に「夫婦とも地区の生まれ」「夫は地区、妻は地区外の生まれ」「夫は地区外、妻は地区の生まれ」「夫婦とも地区外の生まれ」の比率を調査している。こうした調査は、夫婦間に「地区出身者」と「そうでない者」ものとの区別をあらためて持ちこむこととなる。

例え、調査内容そのものが公表されるわけではないとしても、「同和地区」内の住民のなかには、「部落民」だとか、そうではないなどということ無関係に生活したいと考えている住民や、自分がそうした区分の対象となること自体に苦痛を感じるという住民も多く存在している。これらの住民にとっては、こうした調査の対象となること自体が、そのプライバシーを侵害するものとならざるをえない。

また、こうした個人の感情等に配慮し、個人を特定することなく、「同和地区」全体

を他の地区と比較するというのであれば、それは、あまり意味のある調査となりえず、これを実施する意味も失われる。例えば、かつて「同和地区」と呼ばれた地区の小学生と、他の地区的小学生の学力テストの平均点を比較して、旧同和地区の小学生の方が低かったとしよう。しかし、全国的にみれば、「同和地区」住民の過半数が地区外からの転入者なのであるから、その結果が「部落差別」によるものであるのか、別の原因によるものであるのかを判断することはできない。結局、何らかの基準で「同和関係者」をラベリングして取り出すのでなければ意味のある調査はなしえないのである。

こうした調査の実施は、そのこと自体が、どこそこは、かつて「部落」と呼ばれ蔑まれてきた地域である、誰それはその出身者であるという、忘れられていた記憶を呼び起こすことになる。そして、それが「新しい要因」による「新たな差別意識」と結びつくとき、一般市民の旧同和地区に対する偏見や誤解をあらためて生みだしていくのである。

地対協意見具申が言うように、「同和地区と一般地域との格差は、平均的にみれば相当程度是正され」ている今、わざわざ「新たな差別意識」を助長しかねない実態調査を実施する必要性はないと言わざるをえない。

もちろん因習的な差別意識も完全に払拭されたわけではなく、新しい要因による新たな差別意識がまだまだ残されているのであるから、様々な調査をすれば、容易に何かしらの「差別の痕跡」を見いだすことは可能である。しかし、差別の痕跡があることと、対象地区や住民に対する特別な措置を実施することは直結しない。そうであるにもかかわらず、こうした調査を実施することは、有害無益というほかはない。

第6 本法案は、立法手法としてそもそも誤っている。

すでに指摘したところであるが、法案第3条は、国や地方公共団体に「部落差別解消のための施策を講ずることを義務づけている。具体的な施策の内容が明らかではなく、加えて、何の制限も設けられていないことからすれば、かつての同和行政のように、同和地区や対象住民を特定した行政の特別な運営が含まれていくことは、避けがたい。そして、こうした施策の実施は、施策の対象となる地域、対象者をそれ以外の者から区別し、「特別な存在」として扱うことを前提とするものであり、平等な取扱いという本来のあり方と逆の状況を生み出していく。

そのうえ本法案は、これまでの同和関連立法とはことなり、恒久法となっている。これは同和関連立法を時限法としてきた過去の経緯にも明らかに反している。この点については、同和行政の終結に際して、総務省大臣官房地域改善対策室が発行した「同和行政史」（2002年3月）が、「特別対策を終了する理由」として、次のような認識を示していることに着目すべきである。

「このように同和地区が大きく変化した状況で特別対策をなお継続していくことは、同和問題の解決に必ずしも有効とは考えられないことである。国民の一部を対象とする特別施策はあくまでも例外的なものである。その上、施策の運用上、地区や住民を行政

が公的に区別して実施する特別施策の手法が、差別の解消という同和行政の目的と調和しがたい側面があることも否定できない。

こうしたことから、同和関係特別対策は永続的に講じられるものではなく、期限を限った迅速な事業の実施のためのものとして始められたことは前述のとおりであり、全ての特別措置法は時限法とされてきた。

また、特別対策は差別と貧困の悪循環を断ち切ることを目的として始められたものであるが、全国の同和行地区のすべてを低位なものとして見ていくことは、同和地区に対するマイナスイメージの固定化につながりかねず、こうした点からも特別対策をいつまでも継続していくことは問題の解決に有効とは考えられない」

2002年に発行された同和行政史が、本法案の提出を予想していたわけではないが、ここで述べられていることは、今回の法案に対する批判としてそのままあてはまる。恒久法を制定し、「部落」や「部落民」を取り出しての特別扱いを恒久化するという今回の法案の手法自体が、「差別の解消という同和行政の目的と調和しがたい側面」を有しており、立法手法として、そもそも誤っているのである。

この点については、自由民主党の政務調査会も、1986年1月27日付で「部落解放基本法制定要求の取扱いについて」という所属国會議員に対する通知において以下のような指摘をしている。

「現在、一部民間運動団体等により「部落解放基本法」制定に対する署名の協力要請が展開されています。部落差別の解消を目的とした法律を基本法として制定することは、その被差別対象地域及び住民を法的に固定化させるという極めて重大な政治的、社会的結果を惹起する恐れがあり、我が党が、今まで講じてきた施策に基本的に相反するものであります」

このように部落差別の解消を目的とする恒久法の制定は、「被差別対象地域及び住民を法的に固定化」させるものであるとの認識は、立場の違いを超えた共通の認識となっていたものである。本法案は、こうした蓄積を全く無視するものである。

第7 部落差別の解消とは

「部落差別」は、封建的な身分制度を根拠として生みだされてきた「非合理な因習的な差別意識」なのであるから、それを温存させてきた「日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態」が解消されれば、人権意識の向上にともない徐々に薄れていくものである。その意味で「部落差別」は、すでに解消の過程に入っていることができる。もちろん「非合理な因習的な差別意識」とはいえ、一挙に消滅するわけではなく、時にそうした意識から心ない差別的表現や行為が見られることも、ありうることである。しかし、それは市民間の良識にもとづく相互批判により解消が可能であるし、また、そうでなければならない。そのうえで、旧同和地区出身者、それ以外地区の出身者という区別

をすることなく、同じ市民として生活を続けていくことで、「部落差別」は完全に解消していくのである。まだ差別があるからといって、特別な恒久法をつくり、旧同和地区や地区出身者を恒久的に特別扱いすることは、「部落差別」の解消を阻害することにしかならない。

また「新しい要因」(不公正で乱脈な同和行政)による「新しい差別意識」は、「新しい要因」を取り除くのでなければ解消は困難である。そしてこの「新しい要因」は、行政が一部民間運動団体と癒着して自主性を失い、地域住民からみて不公平な特別扱いを継続したことや、一部民間運動団体の行き過ぎた行為から生まれてくるのであるから、すでに生じている歪みを是正し、あらたな歪みを生じさせないことしか解消することはできない。今回の法案は、それに真っ向から反しているのであって、「部落差別の解消」を遠ざけるものと言うほかはない。

現在社会においては、もはや「部落」も「部落民」も存在していない。とすれば、部落差別の解消とは、なんの違いもない同じ市民が、なんの違いもない同じ市民として、ともに暮らしていける社会を作り出すことである。「部落」や「部落民」をあらたに作り出し、固定化する本法案は、「部落差別の解消」にとって百害あって一利なしというほかないものである。

第8　まとめ

本法案は、1969年から2002年までの33年に間に積み上げられてきた同和行政をめぐる関係者の努力と成果を軽視しているだけではなく、かえって部落差別の解消を妨げてきた「新しい要因」にもとづく「新たな差別意識」を再び生みださざるをえないものとなっている。

しかも本法案は、同じ市民として本来、同じに扱われなければならない旧同和地区出身者を、そのことを理由に恒久的にその他の市民とは異なるものとして扱い続けるようとするものとなっている。これは「部落」がいつまでも低位な状態のまま存在しつづけることを前提とするものであって、市民の間に旧同和地区に対する偏見や誤解を生みだし、「部落差別」を助長・固定化していくこととなる。

さらに、本法案は、国民に対して一方的に「部落差別の解消に関する施策」への無批判を求めるものにならざるをえず、「同和問題について自由な意見交換ができる環境」を失わせていくことにもなる。

また部落差別の実態に係る調査を重ねることは、「部落」がまだ存在しており、そこの住民は自分たちとは違うとの意識を生みだしてしまうとともに、地区住民のプライバシーに対する重大な侵害とならざるをえない。

このように本法案は、「部落差別の解消を推進」するという立法目的とは逆の結果を生みだしていくものとなっている。

私たち自由法曹団は、部落差別の解消を強く願うからこそ、今回の法案の速やかな廃案を強く求めるものである。

以上